

慈眼堂（納骨堂）について

「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」長崎県規則第6号の第9条の中で、「納骨堂の構造及び設備基準」の第1項に【納骨施設は耐火構造であること】と定めてあります。

これまで宛陵寺には、これに適合する設備はありませんでした。よって墓地を持たない檀信徒の遺骨を、内々に預かる形を取って参りました

平成16年秋の新住職晋山式境内整備事業により、慈眼堂を建立する際、「納骨堂」を兼ねて、鉄筋コンクリート銅板葺きの耐火構造に致しました。

内部は、白木彫り彩色仕上げされた「威徳観世音菩薩」を中央に祀り、上部壁面に「飛天四体」を祀ります。

観音像真下には、地下に遺骨を埋骨合祀するための、深さ2メートルの穴が掘られています。また、三方の壁面にはステンレス製の棚を備え、骨壺を安置できるようになっています。

この施設を使用するには「慈眼堂納骨供養規約」に従って契約頂きますが特に規約下段にある、別定めについて説明致します。

1年間につき3万円の供養料は、ステンレス棚の中に安置するにあたってお納め頂きます。また別途に一件の契約につき5万円（一回のみ）を、管理費として護持会に納めて頂きます。

ステンレス棚に安置できるのは、最長で、死亡後50年です。その後は観音像真下の地中に埋骨合祀（壺からあけて、土に還す）し、宛陵寺境内に永遠に眠っていただくこととなります。

依頼主の意向によって、ステンレス棚に安置する「年数」を決定します。なお契約金は一括納入のみです。

下記に契約例をあげます。

◎最長50年契約（その後、地中埋骨）の場合

$$3万円 \times 50年 = 150万円 + 管理費5万円 = 155万円$$

◎10年契約（その後、地中埋骨）の場合

$$3万円 \times 10年 = 30万円 + 管理費5万円 = 35万円$$

◎ただちに地中に埋骨する場合

$$3万円 \times 1年分 = 3万円 + 管理費5万円 = 8万円$$

●いずれの場合も、地中埋骨合祀した後の経費は、一切不要です。